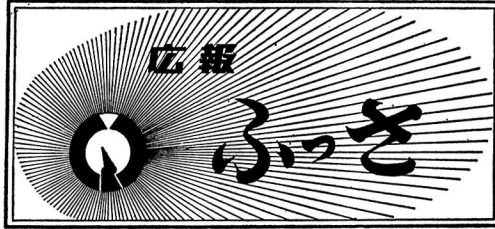


町の人口

昭和42年3月1日現在
 住民登録人口33,966人

内	男	16,668人
	女	17,298人
世帯数		9,810戸
2月中		(増)2,027人
		(減) 209人



1967. 3. 7.

No. 7 1

発行所 福生町役場
 発行兼 調査室
 編集人
 電話51-1511・内線221



13年ぶりの大雪の日

加美平の中にわずかに残されている雑木林が、武蔵野の面影を残して、白一色にぬりつぶされている。サクサクと雪を踏む音も心地よく、鳥が一羽、二羽ハタハタと飛び立つた。静かである。すっかり雪化粧した加美平住宅団地も雪どけと共に入居が始まり、今は新しい生活の灯が窓々にともり始めました。

季節の話題

「March」
 「March」

三月のことを和名で「やよい」といいます。「やよい」は「いやよい」(弥生)から転化したことばで、三月(旧曆)になるとすべての草木が春の陽気にめぐまれてどんどん育つという意味があります。

英語では「March」進むということとで、和名のやよいと意味も相通ずるところがありますが、和名の場合は、多くはその当時のおおらかな生活と風土の反映からか季節に關係した名称が多い。

現在の三月は所得税の申告の月であり、役所や多くの会社は決算の時で、一年のしめくりに忙がしいし、また進学や就職のきまるときで、皆それぞれ忙しい月です。とすると案外英語の「March」進むという名称が今の生活にマッチしているかも知れません。

けれども彼岸も過ぎる頃、ふと木々の芽のふくらみと、道端の雑草の青みをみると、ああ三月やよいとはよくも称したものだ、日本の民族の心のゆたかさを感じます。



選挙 東京都知事 選挙 近づいた



わたくしたちは、だれもが、よりよい生活を願わないものはありませんが、この願いをかなえてくれるものは正しい政治です。そして選挙は、わたくしたちが、直接政治に参加する一つの機会です。四月には、東京都知事と福生町々議会議員の選挙がおこなわれますが、これは、今後四年間の都政の方向や町の歩みをきめるきわめて大切な選挙です。この大切な選挙を違反のない立派な選挙にするために、わたくしたちの知らない、明らかな不正なことを特集してみました。みんなで正しい選挙をおこない、明るく住みよい町をつくりましょう。

だれでもできる選挙運動

▽選挙運動用はがきの頒布

はがき「選挙用」という表示がされています。このはがきを候補者からもらい、知人などに自分の名前前で出すことができます。この「選挙用はがき」以外のはがきや封

書でだすと選挙違反になります。

▽電話をかけること

電話で投票を頼むことは、何の制限もありません。電報をうつことは禁止されています。

▽個々面接

道で知人に偶然会つたり、バスの中で知人に会つたときに、投票の依頼をすることが出来ます。(選挙人の家を訪ねて、投票を頼んで

こういうことは違反になります

▽戸別訪問

選挙運動のために選挙人の家を一戸一戸訪ねまわるとは「戸別訪問」として禁止されています。戸別訪問は家庭に限らず会社、工場なども含まれ、また家の中に入らず軒下で面接する場合、訪問の相手方が不在である場合、面会を拒絶された場合も訪問となり、戸別に演説会の開催または演説を行なうことを知らせておくことや候補者の氏名など戸別に言い歩くことも禁止されています。

違反の事例

- 選挙用のポスターをはる承諾を求めないことを口実にして、運動員が戸別訪問したのも。
- 運動員が署名運動をしながら、戸別訪問したのも。
- 訪問先の家の中にはいらないが、いちいち門前に呼び出して投票を依頼したのも。

署名運動は禁止されている

選挙に関し、投票を得る目的ま

歩く行為は、戸別訪問であり、禁止されています。
▽ 個人演説会や街頭演説会の弁士になつて選挙演説をすることが出来ます。

▽ 候補者からたのまれて、ポスターを貼つたり、選挙事務所で手伝いをする事。

たは得せぬ目的をもつて選挙人に對し署名を求めるとは一切できません。

▽ 人気投票の公表の禁止

人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

▽ 飲食物の提供

選挙運動に關して飲食物をふるまつてはならないことになっております。ただし、お茶およびこれに伴い通常もちいられるお茶菓字程度のものではあればさつつかえありません。また運動員などについても、一定の制限のもとに認められます。

違反の事例

- 陣中見舞として酒、果物などを候補者に贈つたのも。
- 通行人を選挙事務所と呼び入れて酒肴をふるまつたのも

▽ 氣勢を強める行為

選挙人の耳目を集めるために、自動車をつらねたり、隊を組んで往來したりすることなどは、選挙人の冷静な判断を失わせる恐れがあり、禁止されています

▽ 買収供応、選挙妨害

選挙運動のため買収したり、ごちそうしたり、されたりすることや候補者についてデマをばしたり、候補者、選挙人、選挙運動員をおどかしたり、妨害したり、選挙用のポスターを破いたりして、選挙の自由をさまたげると処罰されます。

町のあゆみ

2.3 西多摩衛生組合協議会が開催される。

2.7 所得税、事業税、町都民税の申告説明会、於福生町役場

2.15 埼玉県吉川町議会議員三〇名、庁舎視察に来庁

2.16 保育園児募集切、定員三〇四名に対し応募者四〇名超

2.22 昭和四十一年度福生町水道事業会計補正予算(第二号)福生町財政再建計画の変更案等議決される。

2.23 加美平団地入居はじまる。

2.23 下河原区画整理説明会開催される。講師、東京都首都整備局係長、於福生町農業協同組合

2.23 昭和四十一年度不動産、譲渡所得の説明会、於福生町役場

2月の交通事故

区分	死亡	重傷	軽傷	小計	物件	総件数
42年度	0	3	13	16	23	39
41年度	0	1	11	12	18	30

2月の火災

区分	全焼	半焼	部分焼	車両	原野	合計
42年度	3	0	2	0	0	5
41年度	0	0	1	0	2	3

特別な投票の方法

選挙運動の期間

選挙運動ができるのは、立候補の届出の日から投票日の前日までに限られています。立候補前日の「事前運動」は禁止されています。また選挙が終わっても当選や落選の挨拶をするために、戸別訪問したり「当選御礼」などの広告を出したり、当選祝賀会等を開催することも禁止されています。

事前運動の事例

▽立候補予定者が立候補届出前において、個々の選挙人に面接してよろしく頼むといったもの
▽「〇〇さんを囲む会」などの名目で選挙人多数を招待し、席上「来るべき選挙にはよろしく頼む」などと演説したもの。

不在者投票

投票日にどうしても投票所へ投票することができない人のために不在者投票の制度があります。これは投票日の前日までおこなわれますので、つぎの理由の方は必ず投票して、大切な一票をそまっしにしないようにしましょう。

投票日に他の市町村で仕事に従事している場合

▽やむを得ない用務または事故のため、他の市町村に旅行または滞

▽多数の選挙人に働きかけて、推せん承諾書に記入を頼み、暗に投票を頼む意図を表わす運動をしたもの。

投票の秘密は守られる

「義理や人情にしばられず、あるいは買収、酒や食事などがないなどにも応じないで自分の判断で立派な人を選びたい」と思うのが、頼みにきた運動員などに「あなたがだれに投票したかは、すぐにはわからず……」このような声を選挙のたびに聞きます。

しかし、このようなことは絶対にありません。憲法で保障されている「投票の秘密」は堅く守られます。

在中の者

▽病氣、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難である者。

なお、この不在者投票をするためには、その理由によって証明書が必要になりますので、投票当日、どうしても投票所について投票できない人は、町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票

投票はしたいが、手をけがしたり、目をいためたりなどの理由で、自分で候補者の名前を書くことができないという場合に、この代理投票ができます。代理投票

福生町明るく正しい選挙推進委員

町では、明るく正しい選挙をおこなうため、二十名の委員をおいぶんから、正しい選挙のあり方を、すすめていくための委員です。

南 野島利一、石川コマ子 内出 石川松太郎 武蔵野 山本純子 鍋一 井上キヌ 鍋二 松永静子 熊牛 加藤梅 福牛一 森田万吉 福牛二 大手ヒロ 志茂一 小島君子 原ケ谷戸 木村和男 本町中央 一天田君子 本町三 田口吉雄 中央 井上重男 本六 細谷作一 永田 古谷チヨ 長沢一 田村清作 長沢二 清水金作 本七 宮川昭二 本八 斎藤あやめ 加美一 平原治作 加美二 鈴木藤次郎

町内別有権者数

昭和42年1月29日現在

投票区	男女別			計	投票区	男女別			計
	地区	男	女			地区	男	女	
1	志茂1	319	325	644	3	小計	1,723	1,741	3,464
	志茂2	539	666	1,205		熊牛	569	606	1,175
	長1	173	190	363		富士見合	639	689	1,328
	本本1	156	172	328		原ケ谷戸	367	446	813
	本本2	180	190	370		福牛1	292	324	616
	本本3	112	112	224		福牛2	358	422	780
小計	1,479	1,655	3,134	横田基地	1	99	100		
2	長2	245	281	526	小計	2,226	2,586	4,812	
	永田	256	280	536	本7	468	726	1,194	
	加美1	159	167	326	本8	809	1,036	1,845	
	加美2	410	439	849	小計	1,277	1,762	3,039	
	中央	236	257	493	南団地	651	682	1,333	
	本6	247	279	526	南	154	154	308	
小計	1,553	1,703	3,256	内出	272	280	552		
3	武蔵野	519	537	1,056	小計	1,077	1,116	2,193	
	鍋野	657	669	1,326	合計	9,335	10,563	19,898	
	鍋2	547	535	1,082					

有権者数は一九、八九八名

この有権者数は、一月二十九日に行なわれた衆議院議員選挙の当日の有権者数です。四月におこなわれる東京都知事、福生町々議会議員選挙は、三月一日現在で新たな選出された有権者を加えた数となります。なお、東京都知事選挙は四月十五日、福生町々議会議員選挙は四月二十八日に行なわれます。

点字投票

点字投票は、目の見えない人のためにある制度です。投票所で点字投票をしたいと係員をいえば、点字投票用の投票用紙を交付します。

学年末は青少年の非行化の時期

みんなで暖い助言や指導を

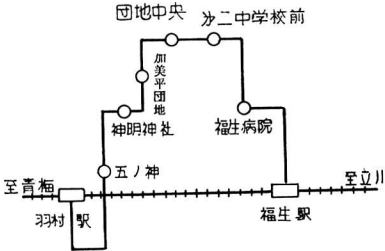
卒業、進学、就職の時期にあたる学年末は、毎年、非行や事故が発生しています。これは感受性の強い少年たちが動揺しやすい状態にあるため、わずかな失敗や刺激がもとで、非行化する場合が多いからです。そこで、家庭、職場において、少年たちに十分目をくばり、適切な注意、助言をあてえるように、つぎの点に注意しましょう。

▽ 家庭では
子供のことはつかい、態度

▽ 子どもに能力以上の無理をさせて、重い負担をかけることのないようにする。特に入学試験に失敗したときなどは、暖かく、優しく、励ましてください。
▽ 働く少年については、就職後の生活について、子供とともによく考え、希望を持たせ、親と子なんでも話し合える明るい家庭環

福生駅東口—羽村駅 バス路線が开通

加美平団地の入居にともない、2月18日からつぎのとおりバス路線が開始されました。全線15円で運行回数は平日休日とも一日60回です。



境をつくりましょう。

職場では

▽ 初めに社会に巣立つ少年には雇主をはじめ、職場の人たちは明るい職場づくりに心がけ、やや心配ごとを持たせないよう、よい相談相手になってください。
▽ 職場の先輩たちは、未成年の喫煙、飲酒は法律で禁止されてい

春は大火のシーズン

火の始末をお忘れなく

これからは季節風が強まり、また、暖くなるので火の取扱いがついでにおろそかになりがちなため、全国的にも大火が発生しており、福生町の火災も依然としてあつたままです。なぜおこるのでしようか。一月、二月の火災の原因をみ込んで考え、春先の大火を防ぎましょう。

▽ 一月二十九日 午前十一時頃 本町八町内に発生した火災は、石油ストーブの取扱いが不注意により四棟、四世帯が焼失
▽ 二月十七日午前九時頃本町七町内に発生した火災は、石油ストーブをつけたまま外出、三棟三世帯を焼失

▽ その他、石油コンロの不始末、煙突の過熱、子供の火遊び等で、四件のボヤが発生しています。やはり、石油ストーブやコンロ等が大きな原因となっています。春をむかえ、どこのご家庭でももう一度、火災の原因にたしめられるところをよく点検いたしましょう。その他、強風が吹きます

るうえ、非行化へのきつかけともなるので、少年には、酒やたばこを勧めず、また休日や余暇の正しい過ごし方を指導しましょう。

▽ 働く少年が被害にあつたり、指導上心配なことがあつた場合は、警察署の少年係に連絡をとって、遠慮なく相談してください。

ので、たばこの吸いがらの取り扱いは、特に注意してください。

母子健康手帳の交付が簡単になりました

妊娠したとき交付されていた母子健康手帳は、今まで、医師、助産婦等の証明が必要でしたが、今からその必要がなくなり、氏名、生年月日、妊娠月数などを記入していただくだけで交付されます。なお印鑑は必ず持参してください。

自動車運転免許の申請に医師の診断書が必要になります

四月一日から、運転免許の試験や更新の申請のさいは、申請者が精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、アルコール、麻薬、大麻、あへん覚せい剤等の中毒者でないことを証明する医師の診断書(申請前六日以内に受けたもの)が必要になります。

育英資金の受給者を募集

福生町育英会では、優秀な生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対し、つぎのとおり育英資金の給付をおこないます。

▽ 受給資格

1. 福生町に引続き3年以上居住している世帯主の家族で、経済的理由により進学が困難な者
2. 学業、性質、行状とも優良な本年度中学校卒業者在学する学校長から推せんされた者
3. 世帯主が町税を完納していること

▽ 申込方法

1. 中学校をおとすおこない、つぎの書類を必要とします。

▽ 申込の届期

1. 成績証明書
1. 戸籍謄本
1. その他町長が必要と認める書類

3月31日 なお、受給者は数名とし、給付額は月額1,000円とする。詳しいことは教育委員会へ

職員募集

つぎのとおり、職員を募集します。

- ▷ 職種 福生町役場水道課 浄水場ポンプ操作員
- ▷ 募集人員 若干名
- ▷ 応募資格 45才未満で、ポンプ操作の経験のある方
- ▷ べ 切 3月20日履歴書を職員係まで

国民健康保険料の算定基準は

四月から前年度所得に改正

四月―九月仮保険料を徴収

四月から国民健康保険の保険料の算定方法が変更になります。今までは二年前の所得により算出してまいりました。しかしこれでは二年前の所得は多かつたが、現在では少ない人などは高い保険料となり、支払うのが大変になります。そこで、四月から保険料の算定基準を、前年度の所得を基礎として算出することにしました。なお、みなさんが所得を税務課へ申告する時期とその所得により保険料を算定する時期とがさななつて、四月からす

清厳院橋のつぎに南へ寄つた所にある橋で、近くに、熊野社の祠があつたところから、この名がつけられたものと思われまふ。江戸時代文政年間記書かれた新編武蔵野風土山王稲荷三社合殿、社地村除、九尺四方の覆屋、小名菅川に在」とあるのがこれに、熊野地方(和歌山県)で、古代から盛んに行なわれていた熊野信仰が、地方にも伝わり、村々に、その信仰の対象と

福生おはせが

熊野橋

して熊野神社が祭られていたのです。この熊野橋は、牛浜の渡しから、八王子街道や青梅街道等に通ずる道にかかつていたので、以前も利用する人も多かつたろうと思われまふ。

⑦ 現在の橋は昭和三十三年五月につくられ、長さ十一米、巾が六・五米あります。



重度身体障害児、精神薄弱児の養育者に扶養手当を支給

このたび、重度精神薄弱児扶養手当法が改正になり、「精神」または「身体」に重度の障害のある児童を養育している方に、扶養手当が支給されることになりました。支給要件のあらましは、つぎのとおりですから、該当者はお申してください。

▽ 支給要件

① 常につきそいを必要とする程度に知恵がおくれているか、もしくは、身体に重度の障害を有する二十才未満の児童を、家庭で養育している父母、または養育者であること。

② 父母、または養育者、および対象となる児童が公的年金を受けていないこと。

③ 父母、または養育者の前年の所得が二十八万円以下(扶養児童一人の場合、年間収入総額に換算した場合は約三十九万円以下)であること。

▽ 支給額

児童一人について、一、四〇〇円

▽ 支給方法

申請された翌月から、年三回に分けて、もよりの郵便局で支払います。

▽ 申請方法

民生課福祉係へ

ようこそ福生町へ

加美平団地の第1回入居は、2月18日、19日の両日おこなわれました。今回の入居者は幸運にも競争率11倍の難関をくぐりぬけた672世帯の人たちで、嬉しそうに大きな荷物を運びあげていました。また、この日は入居者を当て込んだ新聞屋、牛乳屋、風呂桶店やガス会社の人たちが多数おしかけ、静かだった加美平は急に活気づきました。なお、第2次募集は3月8日から15日までおこない、4月中には残り370世帯が入居します。



久しぶりの雪だるま



2月10日から12日まで降りしきつた雪は、福生町でも積雪23cmとなり、町は一面銀世界と化しました。13年ぶりの大雪に今年ではじめての連休も雪にとざされましたが、13日は快晴に恵まれ、町内には、雪はきをする人の姿があちこちに見られました。第3小学校の児童も待ちこがれたように広い福生グラウンドにとび出し、雪合戦や雪だるまづくりに楽しい声ははずませていました。

この人に聞く

③ 福生警察署長 椎名 茂 氏



春が近づくと人の心もほぐれて何んとなくうきまがちで、犯罪や交通事故もふえてきます。そこで町の治安を守つてくださる警察署長さんを訪れ、いろいろお話を伺いました。背の高い、がっちりした身体の署長さんは、会つてみると非常に温和で、終始にこやかにいろいろ語つてくれました。

基地を控えた町だけに特別なご苦労も多いと思いますが、何にしる言葉が通じないので、ふだんから町の治安委員会等を通じて連絡をとつております。おかげでいざという場合には非常に基地側も協力してくれます。また特に、米軍による犯罪といつても酔つてガラスをこわしたとかいう程度のもので、そう心配した事もなく、基地の町としては、非常によい状態です。

青少年の犯罪についてはどうですか。

すか。昨年は福生町で五五名の青少年の補導を行いましたが、悪質なものはありません。その原因の多くは家庭の放任で、約三〇名でした。小遣金や遊興費はしきも一五名の当時は、多少中学校になる中学生もおりましたが、一中、二中にわかれてからは全くそのような事件が起りません。これは本当によい傾向だと思います。

青少年の非行化を防ぐにはどうしたらよいでしょうか。何んといつても家庭が一番大事で、放任しないでしっかり指導してもらいたいですね。そして、もは遠慮なく相談に来てくださいますから。三ない運動についてどうお考えですか。

青少年の不良化の原因の一つに不健全な本や映画等の影響があげられますが、どうかおとなはごにも、見せない。少年は、読まない。業者は売らない。三ない運動を更に進めたいだいたいと思つています。署は昨年一一五部の不健全な本を取り扱いました。

少年の柔剣道が大変さかんなようです。署では毎週火、金は柔道、水、土曜日は剣道と日を決めて道場を解放しています。それぞれ専門の指導員がついており、無料ですがいつでもも申込んでください。現在それぞれ約六十名の少年、なかには女流剣士もおります……が元氣にやっています。これも青少年育成に大きな力になると思います。一般の犯罪で特に注意しなければならぬことは……

昨年管内で八一七件取扱いでしたが、このうちには業務上過失による交通事故関係も含まれております。福生町関係は約その六〇％に当ります。強かつ、放火、婦女暴行が四件ありましたが、そのほか傷害、暴行、空果ねらい等が多いので、外出される時は、特に戸締りをしつかりしてください。一番困るのは自転車の盗難で、特に駅前前の空地へ放置しておいて、盗まれたというケースが多いのですが、是非自転車には鍵を必ずかけようにしてください。

福生町の自動車台数は大型三〇九、普通五一二〇、軽二輪三一六九、合計八四九八台で最近非常にふえています。昨年の管内の事故件数は七四六件でそのうち福生町関係が四五四件で約六〇％です。救急車も今年の一月中に一八回出動、一番多かったのは一月七日の四回です。昨年の事故のうち人身事故は死亡四、重傷三九、軽傷一九一件、物件事故二〇件となつております。管内の歩行者事故数も一〇〇件で、幼児三〇、学童二〇で半数は幼児、学童です。交通事故の主な原因は何んでしようか。

多くが酔つぱらい運転と一時停止の無視です。われわれがいかに取締りに努力しても、それだけで事故はなくなりません。是非運転される方も、歩行者の方も、交通法規を必ず守るようにしていただきたいです。

わたくしたちの知らないご苦労も多いと思いますが……警察は夜となく昼となく仕事の連続ですから署員も大変です。管外に事件が起つても夜中に召集され、寒空にパトロールして、町民のみなさんの治安を守ります。一番こまるのはよつぱらつてふらふらよめいて歩いたり、また道路上にねたりしますと、たちまち車にはねられます。警察ではそういう事故から守るために、ひど

いよつぱらはいは保護しますが、これがなかなか威勢がよくて、署員にくつてか、つたりしますが、こういうものが一番困ります。まあ酒を飲むのもよいが、ほどほどにしてもらいたいですね。町民のみなさんに何を一番要望したいですか。

是非お願いしたいことは、何かあつたら気軽に警察へ相談に来ていただかないかと思つています。例えば子供がなかなかいこうとをきかないとか……どんな問題でもわたくしたちは何時でもご相談相手になりますから気軽に利用してください。秘密は絶対に守ります。

警察へ気軽に相談に来て下さい……署長さんは何回もくりかえして話されました。千葉県市川市に生れ、四才にして父親を失いそれから全く独力で勉強し、努力され今日を築かれた署長さんは、いろいろな苦労をしました。だから苦勞されている方々の気持ちもよく理解できているつりもので、いこう、温和な表情の中に、親しみやすいものが、しみじみ感じられました。